

## 目黒区文化ホール及び目黒区美術館における指定管理者制度実施方針（案）について

### 1 本方針の位置づけ

目黒区文化ホール（以下「文化ホール」という。）及び目黒区美術館（以下「美術館」という。）については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し管理運営を行っているところであるが、平成 31 年 3 月をもって指定期間が満了する。

本実施方針は、「指定管理者制度活用の基本方針（平成 17 年 1 月制定。平成 20 年 5 月改正。以下「基本方針」という。）」に基づき、次期指定管理者候補者の選定に当たって、選定方法・指定手続き等の基本的事項を定めるものである。

### 2 施設の設置目的

#### （1）文化ホール

文化ホールは、目黒区文化ホール条例（以下「文化ホール条例」という。）第 1 条に基づき、目黒区における芸術文化の振興を図り、もって区民生活の向上に資することを設置目的とし、次の事業を行っている。

- ア 芸術文化の振興に関すること。
- イ 区民の芸術文化活動を支援すること。
- ウ 文化ホールの施設を利用に供すること。

#### （2）美術館

美術館は、目黒区美術館条例（以下「美術館条例」という。）第 1 条に基づき、目黒区における美術の振興を図り、教育及び文化の向上に資することを設置目的とし、次の事業を行っている。

- ア 美術作品及び美術に関する資料を収集すること。
- イ 美術作品等を保管し、展示し、及び利用に供すること。
- ウ 美術に関する調査研究を行うこと。
- エ 美術に関する展覧会、講演会、映画会及び造形講座等を主催すること。
- オ 区民ギャラリーを利用に供すること。

### 3 選定に関する基本的事項

#### （1）対象施設

##### ア 文化ホール

（ア）本館：目黒区めぐろパーシモンホール（目黒区八雲一丁目 1 番 1 号）

（イ）分館：目黒区中目黒 G T プラザホール（目黒区上目黒二丁目 1 番 3 号）

##### イ 美術館

目黒区美術館（目黒区目黒二丁目 4 番 36 号）

#### （2）現行指定管理者

文化ホール及び美術館とともに、公益財団法人目黒区芸術文化振興財団（以下「芸文財団」という。）

### (3) 選定方法

基本方針中の「公募の特例」を適用し、継続とする。

### (4) 継続の理由（主な理由）

- これまで積み重ねてきたノウハウや、区民や文化団体との信頼関係を生かし、区と緊密に連携しながら「文化縁」の形成と充実に向けた取組が期待できる。
- これまでの指定管理業務は、毎年高い評価を得ており、今後も安定的で質の高い管理運営業務が遂行できる。
- 文化ホールのアウトリーチ活動や美術館のワークショップなど、地域に根差した活動により、今後も地域や活動団体からの信頼を基に活動することが期待できる。
- 次期指定管理期間中の課題（文化ホール天井工事、目黒区民センターに関する検討、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など）への適切な対応が期待できる。

※ 詳細は、別紙1「目黒区文化ホール及び目黒区美術館における次期指定管理者選定にあたっての基本的な考え方等について【抜粋】（平成30年4月11日付け生活福祉委員会資料）」のとおり。

### (5) 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

なお、上記指定期間満了時には継続可否の判断を改めて行うこととする。ただし、区有施設の見直し計画上の具体化の状況によっては、上記指定期間を変更する可能性がある。

※ 日付は、現在の元号による年月日で表示

### (6) 評価組織

評価組織として、区民や学識経験者により構成する「目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）」を設置する。

### (7) 評価方法

継続に当たっては、基本方針に基づき公募の特例として、選定評価委員会が総括的な評価を行う。

評価に当たっては、評価基準を作成し、「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」について、指定管理者から提出された事業計画書及び収支予算計画書などを基に、第一次評価（事業計画書等の書類審査など）、第二次評価（プレゼンテーション及びヒアリングを実施）を行う。

#### ア 第一次評価（書類審査）

##### （ア）実績評価（平成26年度から29年度までの実績に対する評価）

###### a サービスの実施に関する事項

管理運営の基本方針、施設利用の利便性向上・平等な利用への取組、施設利用者・来館者の満足度向上への取組、施設・事業の周知への取組

###### b 地域の芸術文化振興に関する事項

区民の芸術文化活動の支援、教育活動及び区民が芸術文化・美術に触れる機会の創出、指定管理事業の実施成果

###### c 経営能力等に関する事項

良好な施設・設備の維持への取組、危機管理・安全対策への取組、執行体制・人材確保育成への取組、情報管理の取組

d 管理運営の効率化に関する事項

管理運営の効率化、利用料金制の活用

(イ) 計画評価（次期指定期間の事業計画及び収支計画に対する評価）

a サービスの実施に関する事項

管理運営の基本方針、施設利用の利便性向上・平等な利用への取組、施設利用者・来館者の満足度向上への取組、施設・事業の周知への取組

b 地域の芸術文化振興に関する事項

基本方針、【文化ホール】：芸術文化事業への取組（鑑賞事業）、芸術文化事業への取組（地域との連携）、【美術館】：芸術文化振興への取組、区民の芸術文化活動支援への取組

c 経営能力等に関する事項

良好な施設・設備の維持への取組、危機管理・安全対策への取組、執行体制・人材確保への取組、情報管理への取組、団体の業務実績

d 管理運営の効率化に関する事項

収支計画、経費の効率化への取組

e 提案に関する事項

(ウ) 団体評価

財務状況等、経営に関する評価

イ 第二次評価（面接審査）

指定管理者制度及び施設に対する理解と取組姿勢、指定管理業務遂行に対する認識等

(8) 評価結果の取扱い

区長は選定評価委員会の評価結果の報告を受け、継続の適否を決定した上で、指定管理者候補者として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定します。

なお、選定の結果については、評価結果及びその理由、選定組織の構成員を含め公表します。

#### 4 指定手続き等に関する基本事項

(1) 指定管理者の業務の範囲

ア 施設の利用等、運用に関する業務

イ 施設の維持管理に関する業務

ウ 芸術文化振興事業（鑑賞事業等）に関する業務

(2) 個人情報保護

目黒区個人情報保護条例に基づいて個人情報を保護する責務を有するため、締結する協定書や個人情報保護に係る覚書により、個人情報の保護を図る。

また、併せて指定管理者において個人情報の取扱いに関する内部規定を作成する。

(3) 利用料金制

区が条例及び条例施行規則で定める利用料金（使用料）の範囲内で指定管理者が料金を定め、より一層の区民サービスの向上、経費の効率的な活用が図られるよう、利用料金制を採用する。

#### (4) 指定管理者の継続的評価

区は、指定管理者から提出される事業報告書、利用者アンケート結果等を基に、毎年度、運営評価を実施する。評価は、区に「目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者運営評価委員会」を設置し、管理運営状況の評価を継続的に行う。

#### 5 今後の予定

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| 平成 30 年 8 月 | 現指定管理者から報告書・計画書等の提出  |
| 9 月         | 選定評価委員会において評価        |
| 11 月        | 指定管理者候補者との仮協定、指定議案提出 |
| 12 月        | 選定結果公表               |
| 平成 31 年 4 月 | 基本協定の締結、指定管理業務の開始    |

以 上

◆ 目黒区文化ホール及び目黒区美術館における次期指定管理者選定にあたっての基本的な考え方等について（平成30年4月11日付け生活福祉委員会資料）より抜粋

◎ 次期指定管理者の候補者

文化ホール及び美術館の次期指定管理者については、基本方針中の「公募の特例」を適用し、現在の指定管理者である芸文財団を候補者として選定する。

(理由)

- 芸文財団は、目黒区における芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展向上に寄与することを目的に設立され、これまで区と連携・協力しながら、公益性の高い芸術文化事業（鑑賞事業・企画展業務（指定管理業務としての位置づけのものを除く）、教育普及事業、調査研究事業）を開拓し、区の芸術文化振興に向けた施策の推進に大きく寄与してきた。今後、区が振興プランに基づく施策を効果的に展開していくためには、芸文財団がこれまで積み重ねてきたノウハウや、区民や文化団体との信頼関係を一層生かしつつ、芸文財団本来業務と指定管理業務を一体で行い、区と緊密に連携・協力しながら、文化縁の形成と充実に向けて、芸術文化振興施策の展開を図っていく必要がある。
- 芸文財団によるこれまでの文化ホール及び美術館の指定管理業務は、地域に根ざした身近なホールとしての事業が定着していることや、質の高い独自性のある展覧会を開催していることなど、毎年高い評価を得ており、今後も安定的で質の高い管理運営業務が遂行できる。

◆過去3年の評価総得点（110点満点）

	26年度	27年度	28年度
文化ホール	90.0点	89.4点	90.6点
美術館	87.4点	86.6点	90.6点

【文化ホール】

- 芸文財団は、これまで区民や芸術文化団体などと連携・協力しながら、共催による鑑賞事業や地域の芸術文化・支援事業等を実施しており、区民や文化団体との信頼関係が構築されていることから、区民ニーズを勘案したバランスのとれた芸術文化事業の提供が期待できる。
- 文化ホールは、一般利用が可能な貸館であるとともに、区民の芸術文化活動の拠点の一つであり、特にパーシモンホールは、目黒区公会堂の機能を引き継いでおり、区民の活動の場、気軽に芸術に接することのできる場である。芸文財団は、文化ホールで15年の施設管理運営と事業実績があり、今後もこれまでの経緯や、区民や団体と共に活動してきた実績や信頼関係に基づき、引き続き安定的で質の高い文化ホール運営が期待できる。

- 区立小中学校、高齢・障害者施設や医療機関でのアウトリーチの実施など、区民が身近な地域で芸術文化に触れる機会を増やす活動の展開や、「バーシモンほたるまつり」実行委員会に参加するなど、地域に根ざした活動を積極的に実施しており、今後も地域とともに活動することが期待できる。

#### 【美術館】

- 芸文財団は、他の美術館等との作品の貸し借り、企画展の連携等を実施している。これは、これまで長年に渡って培った相互の信頼関係に基づくものであり、事業者の継続により、引き続き質の高い美術館運営が期待できる。
- これまで、区民ニーズを勘案しながらバランスのとれた質の高い芸術文化事業の提供を行ってきたことから、平成 29 年 12 月には、日本画材に対する研究や恒常に展覧会を続けている美術館として、一般社団法人日本アート評価保存協会選考の第 5 回秀逸企画賞を受賞した。このことを契機として、美術館の一層の認知度及び来館者数促進策を講じることが期待できる。
- 美術館事業として、ワークショップ、児童館でのアウトリーチ活動や、ボランティアでの業務への協力など、地域に根ざした活動を多く実施してきた結果、美術館は、日本建築家協会から表彰を受けるなど全国的に評価が高い。今後も地域との信頼関係に基づき、地域に支えられながら活動することが期待できる。

#### 【その他】

- 文化ホールは、次期指定管理期間中に、大ホールの天井非構造部材落下防止工事など長期休館が見込まれる工事の計画がある。開館から 15 年の間に育んだ芸術文化団体などの利用者や地域との信頼関係から、休館に伴う利用日の変更など利用者に配慮した対応が期待できる。
- 美術館は、「目黒区区有施設見直し計画」のリーディングプロジェクトとして「目黒区民センターに関する検討」を掲げている区民センター敷地内に建物がある。区として美術館も含めた将来的な区民センターのあり方などを含めて検討する期間と、次期指定管理期間が重複することから、検討時期の安定的な運営を継続し、検討結果を踏まえた今後の業務の継続性を図ることができる。
- 次期指定管理期間中に、文化ホールは開館 20 周年、美術館は開館 35 周年を迎えるとともに、東京 2020 大会に向けて、これまでの実績を踏まえて、観光やスポーツ等とのさらなる連携事業が期待できる。